

平成28年度 流域下水道汚泥等の放射性物質の調査結果について

平成29年7月18日
下水道課

県が管理する下水処理施設から排出する汚泥等における放射性物質について、調査を実施したので、その結果をお知らせします。

なお、排出する汚泥等については、国土交通省及び農林水産省の通知に基づき適切に処分しており、皆様の健康や生活への影響はありません。

1 測定結果

(1) 秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理センター)

(単位：ベクレル/kg)

種別	採取日		測定日	放射性セシウム(134)	放射性セシウム(137)	現在の処分形態
脱水汚泥	1回目	H28. 7. 11	H28. 7. 11	不検出	不検出	再利用
脱水汚泥	2回目	H28. 11. 18	H28. 11. 18	不検出	不検出	再利用
焼却灰	1回目	H28. 4. 1	H28. 4. 1	不検出	不検出	埋立処分

1) 大館、鹿角処理センターの脱水汚泥についても当センターで焼却処理しています。

2) 焼却灰は、脱水汚泥を焼却炉で焼却し、1/25程度に減容化したものです。

3) 焼却灰は、産業廃棄物として管理型処分場に埋立処分しています。

(2) 秋田湾・雄物川流域下水道(大曲処理センター)

(単位：ベクレル/kg)

種別	採取日		測定日	放射性セシウム(134)	放射性セシウム(137)	現在の処分形態
炭化汚泥	1回目	H28. 6. 13	H28. 6. 15	不検出	不検出	再利用
炭化汚泥	2回目	H28. 9. 29	H28. 10. 4	不検出	不検出	再利用

1) 横手処理センターの脱水汚泥についても当センターで炭化処理しています。

2) 炭化汚泥は、脱水汚泥を炭化炉で炭化し、1/15程度に減容化したものです。

2 下水汚泥等に関する放射性物質の基準値及び測定頻度

(1) 基準値

1) 8,000ベクレル/kg以下の場合、管理型処分場に埋立処分が可能

2) 200ベクレル/kg以下の場合、肥料原料として再利用が可能

3) 市場流通時点で100ベクレル/kg以下の場合、副次産物(セメント原料等)として再利用が可能

・基準値は、放射性セシウムCs-134とCs-137の合計濃度(以下、放射性セシウム濃度)

・平成23年6月16日付け、国土交通省「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」及び平成23年6月24日付け、農林水産省「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」より抜粋

(2) 測定頻度

1) 焼却灰

- 新たな年度となった最初の搬出時に測定を実施（年1回）
- 測定の結果、放射性セシウム濃度が100ベクレル/kgを超えた場合、毎月測定を実施

2) 脱水汚泥、炭化汚泥

- 降雨等により流入水量が多い時期（4～7、9～11月）に各1回（年2回）の測定を実施
 - 測定の結果、いずれかの放射性セシウム濃度が60ベクレル/kgを超えた場合、継続して測定を実施
- ・平成25年9月18日付け、農水省「「放射性セシウムを含む汚泥のサンプリング等に係る技術的事項について」の一部改正について」に基づき実施